

(別紙)

確認検査業務手数料

平成29年4月1日改定
株式会社 国際確認検査センター
(単位:円)

第一 建築物の確認検査

床面積の合計 *1 *4 *5	確認手数料 *3 *6 *12	中間検査手数料 *7	完了検査手数料 *7 *8 *9 *11	
			省エネ適判なし	省エネ適判あり*10
100㎡以内	42,000	38,000	46,000	55,000
100㎡超え 200㎡以内	54,000	53,000	57,000	68,000
200㎡超え 500㎡以内	76,000	72,000	80,000	96,000
500㎡超え 1,000㎡以内	135,000	103,000	135,000	162,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	230,000	139,000	184,000	220,000
2,000㎡超え 3,000㎡以内	283,000	160,000	209,000	250,000
3,000㎡超え 4,000㎡以内	336,000	177,000	229,000	274,000
4,000㎡超え 5,000㎡以内	391,000	197,000	251,000	301,000
5,000㎡超え 6,000㎡以内	438,000	211,000	279,000	334,000
6,000㎡超え 8,000㎡以内	475,000	229,000	309,000	370,000
8,000㎡超え 10,000㎡以内	503,000	247,000	334,000	400,000
10,000㎡超え 15,000㎡以内	535,000	268,000	366,000	439,000
15,000㎡超え 20,000㎡以内	600,000	300,000	408,000	489,000
20,000㎡超え 50,000㎡以内	729,000	374,000	494,000	592,000
50,000㎡超え 100,000㎡以内	1,190,000	705,000	816,000	979,000
100,000㎡超え 200,000㎡以内	1,720,000	1,010,000	1,170,000	1,404,000
200,000㎡超え	1,940,000	1,290,000	1,480,000	1,776,000

- * 1 建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え、適用します。
 - * 3 建築物で計画変更申請(直前の確認をCIASから受けている場合に限る)は、全体の床面積の手数料に対して、構造審査がある場合は70%、それ以外は50%(小規模な計画変更については30%)を掛けた額とします。ただし、床面積が増加する部分にあってはその部分の床面積の手数料を加算します。
 - * 4 建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替及び用途を変更する場合は、確認及び完了検査をCIASから受けている場合に限り、当該対象面積の1/2とします。
 - * 5 増築申請等で既存建築物への遡及適用がある場合は、当該遡及部分の床面積も増加する床面積に含まれます。
 - * 6 確認申請時にあらかじめ検討事項が含まれる場合は、当該あらかじめ検討部分に対して手数料を加算します。
 - * 7 検査手数料には別途、出張旅費を加算します。
 - * 8 完了検査時に追加検討資料の提出があった場合は、計画変更申請に準じて手数料を別途加算します。
 - * 9 完了検査手数料の「省エネ適判」とは、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定のことをいいます。
 - * 10 省エネ適判ありの完了検査手数料の表示額は、建築する部分の全てが省エネ適判を要する場合の完了検査の手数料です。建築する部分の一部が省エネ適判の対象となる場合の完了検査手数料は、省エネ適判なしの完了検査手数料の額に、その額の20%の額に省エネ適判を要する部分の床面積を検査対象床面積で除した数値を乗じて得られる額(1,000円未満は切り捨て)を加算します。
 - * 11 当社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、床面積の合計から認定に係る部分の床面積を差し引いた床面積による額とします。床面積の全てが仮使用認定の対象となる場合には100㎡以内の手数料を適用します。
 - * 12 申請が複数棟(構造上の別棟を含む)である場合(床面積の合計が500㎡を超え、棟毎の面積が200㎡を超えるものに限る)は、手数料を加算します。
- 事前審査中に申請の取り下げが行われた場合、審査の進捗度に応じて申請手数料に相当する金額を請求します。
 - ルート2の構造計算書の審査については手数料の加算はありません。
 - 60mを超える大臣認定を要する超高層建築物等は別途手数料が設定されています。
 - 申請物件について、確認時期に関わらず審査請求があった場合又は民事訴訟となった場合は、別途手数料が必要となります。

第二 建築物の確認(加算分)

(単位:円)

床面積の合計	加算手数料		
	避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法	限界耐力計算法エネルギー法
2,000㎡以内	20,000	20,000	30,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	35,000	35,000	50,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	50,000	50,000	70,000
50,000㎡超え	75,000	75,000	100,000

第三 建築設備及び工作物の確認検査

(単位:円)

区 分		確認手数料 *2	計画変更 確認手数料	完了検査手数料 *7 *8 *13			
エレベーター、エスカレーター		22,000	11,000	25,000			
小荷物専用昇降機		13,000	9,000	15,000			
型式部材等製造者認証のホームEV及び小型EV等		13,000	9,000	15,000			
工作物	令138条第1項 (広告塔・鉄柱・ 擁壁等)	高さ及び幅:10m以下	40,000	27,000	30,000		
		高さ及び幅:20m以下	60,000	40,000	45,000		
		高さ又は幅:20m超	100,000	67,000	75,000		
	令138条 第2項	第一号	観光用エレベーター等	50,000	34,000	38,000	
			(イ) コースター等の高架の遊戯施設	220,000	145,000	165,000	
		第二号	(ロ) 高架(勾配5度未満)を走行する遊戯施設*14	160,000	105,000	120,000	
			(ハ) (イ)及び(ロ)以外の高架の遊戯施設*15	180,000	118,000	135,000	
		第三号	(イ) 観覧車等の 遊戯施設	高さ30mを超えるもの	250,000	165,000	188,000
				高さ30m以下のもの	220,000	145,000	165,000
	(ロ) (イ)以外の原動機使用の遊戯施設*16	120,000	80,000	90,000			
特殊な工作物、令138条第3項等		個別相談による					

* 2 フレキシブルディスク(FD)による確認手数料は、1,000円減額します。

* 7 検査手数料には別途、出張旅費を加算します。

* 8 完了検査時に追加検討資料の提出があった場合は、計画変更申請に準じて手数料を別途加算します。

* 13 当社で仮使用認定を受けた建築設備及び工作物の完了検査手数料は、1/2とします。

* 14 遊戯施設告示第1419号別表一の(一)モノレールを表す。

* 15 遊戯施設告示第1419号別表一の(三)ウォーターシュート(四)ウォータースライド(五)パラシュートタワーを表す。

* 16 遊戯施設告示第1419号別表二の(一)から(七)のうち(四)観覧車以外の遊戯施設(メリーゴーラウンド等)を表す。

第四 建築物の仮使用認定

(単位:円)

認定申請部分の床面積の合計		仮使用認定手数料 *17	
		省エネ適判なし	省エネ適判あり *18
100㎡以内	100㎡以内	52,000	62,000
100㎡超え	200㎡以内	65,000	78,000
200㎡超え	500㎡以内	92,000	110,000
500㎡超え	1,000㎡以内	155,000	186,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	211,000	253,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内	240,000	288,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内	263,000	315,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内	288,000	345,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内	320,000	384,000
6,000㎡超え	8,000㎡以内	355,000	426,000
8,000㎡超え	10,000㎡以内	384,000	460,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内	420,000	504,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内	469,000	562,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	568,000	681,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内	938,000	1,125,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内	1,345,000	1,614,000
200,000㎡超え		1,700,000	2,040,000

* 17 仮使用認定手数料の「省エネ適判」とは、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定のことをいいます。

* 18 省エネ適判ありの仮使用認定手数料の表示額は、建築する部分の全てが省エネ適判を要する場合の仮使用認定の手数料です。建築する部分の一部が省エネ適判の対象となる場合の完了検査手数料は、省エネ適判なしの仮使用認定手数料の額に、その額の20%の額に省エネ適判を要する部分の床面積を仮使用に係る部分の床面積で除した数値を乗じて得られる額(1,000円未満は切り捨て)を加算します。

第五 建築設備及び工作物の仮使用認定

建築設備及び工作物の仮使用認定手数料は、別表第三に規定する完了検査手数料を適用します。